## 資料4 店舗施工区分

貸料4	工事区分	建設工事			
項目		A工事(標準仕上)	B工事(依頼工事)	C工事	備考(テナント工事)
建築工事	天井	LGS天井下地+化粧石膏ボード	なし	A工事に追加・変更を加える工事	
	壁	ビニルクロス	なし	A工事に追加・変更を加える工事	原則として、開口および重量物の取付は不可。
	建具(テナント区画外周部)	引戸付きスチールパーティションを予定	なし	A工事に追加・変更を加える工事	-30
	建具(テナント内)	なし	なし	A·B工事以外の工事	必要な場合に設ける。不燃戸とする。
	床	長尺ビニルシート	なし	A工事に追加・変更を加える工事	
	内部造作	なし	なし	A·B工事以外の工事	
	什器·家具	なし	なし	A·B工事以外の工事	
	店舗サイン	なし	なし	A·B工事以外の工事	設備位置は本工事側と要調整。
	テナント案内サイン	館内サインに組み込み	なし	なし	
	室外機機械基礎	0	なし	なし	
電気設備工事	幹線設備	電灯: IΦ3W 約AC300VA/m 動力: 3Φ3W 約AC300VA/m	なし	A·B工事以外の工事	手元開閉器盤二次以降の機器(テナント盤 含む)・配線工事はC工事とする。
	手元開閉器盤	手元開閉器盤まで設置	なし	A·B工事以外の工事	子メーターはA工事とする。
	一般照明	0	なし	A工事に追加・変更を加える工事	
	非常照明	法令により非常照明を標準設置	A工事に追加・変更を加える工事	なし	
	誘導灯	法令により誘導灯を標準設置	A工事に追加・変更を加える工事	なし	
	コンセント	0	なし	A工事に追加・変更を加える工事	
	電話設備	最寄りEPSからテナント区画内までの空配管を設置	なし	電話機本体、電話契約、配線	
	テレビ共同受信設備	なし	なし	A·B工事以外の工事	
	拡声設備	法令により非常放送用スピーカーを標準設 置	A工事に追加・変更を加える工事	なし	
	火災報知設備	法令により感知器を標準設置	A工事に追加・変更を加える工事	なし	
	情報通信設備	最寄りEPSからテナント区画内までの空配管を設置	なし	通信業者との契約、配線	
	プレハブ冷蔵庫(設置する場合)	手元開閉器盤まで設置	手元開閉器盤以降2次側区画貫通処埋	A·B工事以外の工事	手元開閉器盤二次側以降の機器(テナント盤含む)・配管配線工事はB・C工事とする。
	空調室外機	0	なし	A工事に追加・変更を加える工事	
機械設備工事	空調設備	室外機設置、室外機~室内機間の渡り配管・ 配線、室内機設置	なし	A工事に追加・変更を加える工事	
	換気設備	天井扇·機器設置	なし	A工事に追加・変更を加える工事	調理の用途の排気(油脂含む)を行う場合 は本工事側と要調整。
	排煙設備	法令により排煙設備を標準設置	A工事に追加・変更を加える工事	なし	
	給水設備	貸室内まで配管・量水器の取付工事	なし	量水器以降2次側工事	
	給湯設備	貸室内まで配管・量水器の取付工事	なし	量水器以降2次側工事	
	排水設備	貸室内まで配管立ち上げ工事	A工事に追加・変更を加える工事	立ち上げ以降2次工事	
	ガス設備	なし	なし	なし	使用不可。
	消火設備	法令によりスプリンクラー設備を標準設置	A工事に追加・変更を加える工事	なし	
	プレハブ冷蔵庫(設置する場合)	なし	なし	室外機〜室内機間の渡り配管・配線、室外機 設置、テナント区画内機器	